

小田原市消防計画

令和4年6月改定
小田原市消防本部

はじめに

小田原市消防本部は、昭和23年3月7日に自治体消防として発足して以降、職員の増強、消防施設・車両の整備等、目覚ましい消防体制の発展を遂げて参りました。

多様化する社会情勢のなか、地域住民の皆さまからの「安全・安心」への負託に応えていくために、平成25年3月31日には、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から消防事務を受託したことで、広域消防としてのスケールメリットを活かし、災害時の部隊現場到着時間の短縮や初動体制の強化など様々な運用効果を上げてきています。

しかしながら、令和元年（2019年）からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、「新しい生活様式」が提起され、消防業務も感染防止対策への取り組みなど危機感を持った対応を求められています。

また、これまで経験してきた、東日本大震災をはじめとした数々の大規模地震、局地的に続発する大雨や勢力が強大化してきている台風のほか、令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山における土石流災害など、自然災害による被害が甚大化・広域化する傾向にあるなか、消防業務に対する住民の皆さまからの期待の高まりと、消防として災害に適切に対応するための備えの必要性を強く認識しているところです。

さらに、地球環境問題の深刻化や脱炭素社会・デジタル化社会へ向けた取り組みなどの課題により、消防の業務はますます複雑化・多様化しています。

そのような状況のなかで、小田原市では、令和3年度に第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」が策定され「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向けた当市政運営の全体の方針が明示されましたので、それに連動するよう本消防計画を改定しました。

平成25年の広域消防発足から10年の節目を迎えることもあり、今後も、本消防計画を基本指針として、全職員をあげて消防体制の充実・強化に主体的に取り組み、消防組織力の強化や地域防災力の向上につなげることで、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

小田原市消防長

もくじ

第1章 基本方針.....	3
1 消防計画の目的.....	4
2 消防計画の位置付け.....	4
3 消防計画の期間.....	5
4 消防を取り巻く環境の変化.....	5
5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合.....	7
6 基本方針.....	10
7 施策体系.....	10
第2章 基本計画.....	12
1 消防組織体制の強化.....	13
1－1 消防組織運営管理事業.....	14
1－2 消防被服等貸与事業.....	15
1－3 消防職員採用事業.....	16
1－4 消防職員教育・訓練事業.....	18
1－5 消防庁舎再整備事業.....	20
1－6 消防施設維持管理事業.....	22
1－7 消防水利施設等整備事業.....	24
1－8 情報通信施設整備事業.....	24
2 災害対応力の充実と強化.....	27
2－1 消防救急車両・装備等整備事業.....	28
2－2 水防施設・資機材整備事業.....	28
2－3 広域応援体制強化事業.....	29
2－4 市民応急救護力推進事業.....	30
2－5 救急用資機材整備事業.....	31
2－6 救急隊員養成・医療連携事業.....	32
2－7 消防団広域連携事業.....	34
3 火災予防の推進.....	35
3－1 火災予防推進事業.....	36
3－2 火災原因調査業務強化事業.....	37
4 持続可能な消防団体制.....	39
4－1 消防団運営事業.....	40
4－2 消防団車両・資機材整備事業.....	41
4－3 消防団施設維持管理事業.....	42

第 1 章 基本方針

1 消防計画の目的

実際に即した「実効性の高い計画」の推進

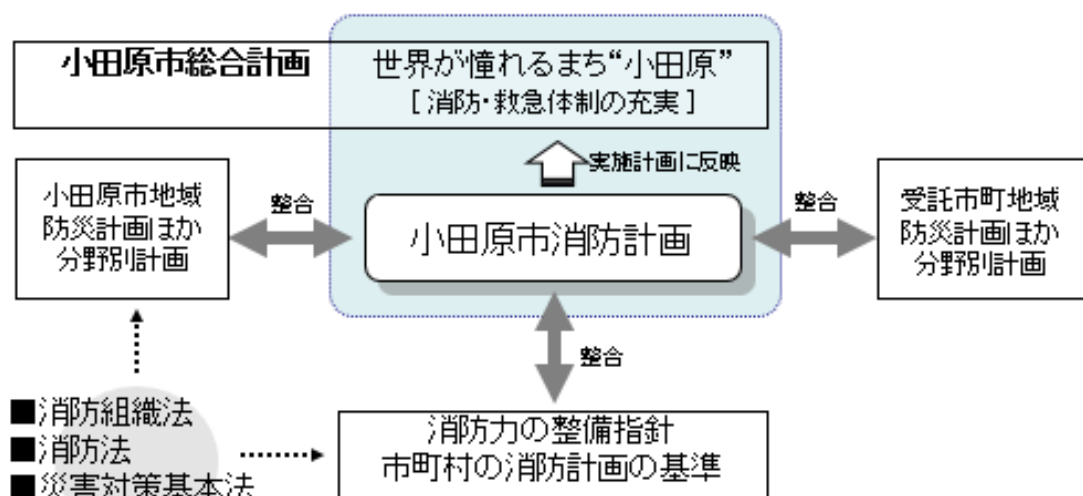
小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、第6次小田原市総合計画～2030ロードマップ1.0～（令和4年度～令和12年度）に掲げる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向け、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にすることで、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画である。

諸課題を解消し、将来の消防体制を実現するためには、すべての職員の意識が同じ方向に向き、組織の持つ力を効果的かつ効率的に駆使して、着実に取り組むことが重要であることから、本計画に基づき、具体化した施策を持続的に推進していくこととする。

2 消防計画の位置付け

消防計画は、「新しい小田原市」を実現するための設計図として「小田原市の最高方針」として位置づけられる第6次小田原市総合計画～2030ロードマップ1.0～を上位計画とし、消防組織法等の関係法令に基づき、「小田原市及び受託市町の地域防災計画」、「消防力の整備指針」、「市町村消防計画の基準」等と整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹をなす計画とする。

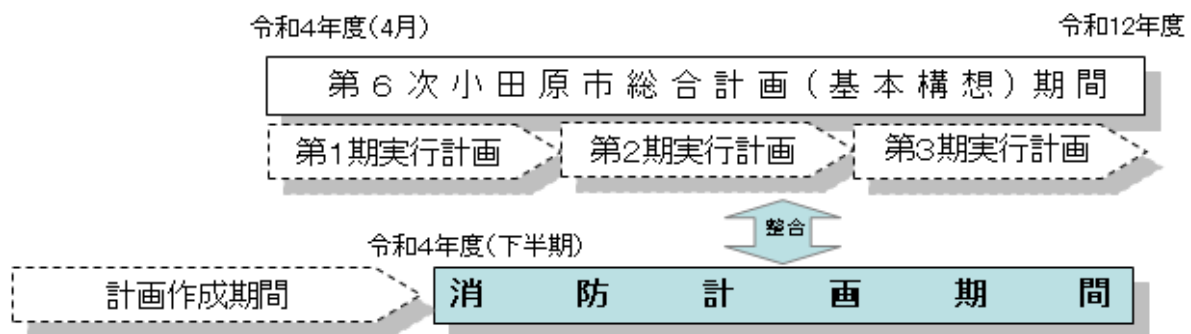
【各種計画関係図】



3 消防計画の期間

消防計画は、令和4年度から令和12年度までの9年間を計画実施期間とする。

なお、第6次小田原市総合計画～2030 ロードマップ 1.0～（令和4年度から令和12年度）との整合を図り、社会情勢や財政状況の変化などに対応するため定期的に計画内容の見直しを行うものとする。



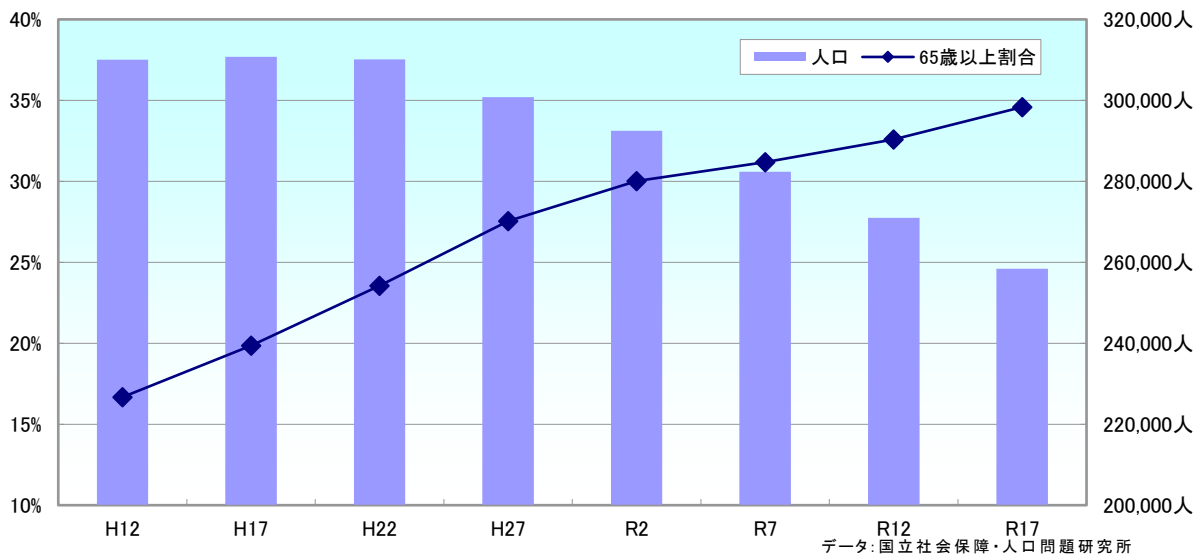
4 消防を取り巻く環境の変化

(1) 人口推移

日本の総人口は、平成17年（2005年）から減少に転じており、いわゆる人口減少社会となっている。県西地域の小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「2市5町」という。）については、一部の町において増加が見られるものの、全体としては、国に先駆けること10年以上も早い平成7年（1995年）以降減少が続いているほか、少子高齢化についても同時に急速に進んでおり、令和7年にはおよそ3人にひとりが65歳以上となると予測されている。（神奈川県総合計画審議会計画策定専門部会報告から抜粋）

こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口の減少による市町村の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出動件数の増大など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測されている。

【総人口・65歳以上人口割合の推移（2市5町）】



（２）消防活動の内容

前述の人口減少及び少子高齢化の進行のほか、住環境を始めとした人々の生活様式の変化、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、消防の活動内容にもその影響が及んでいるところである。

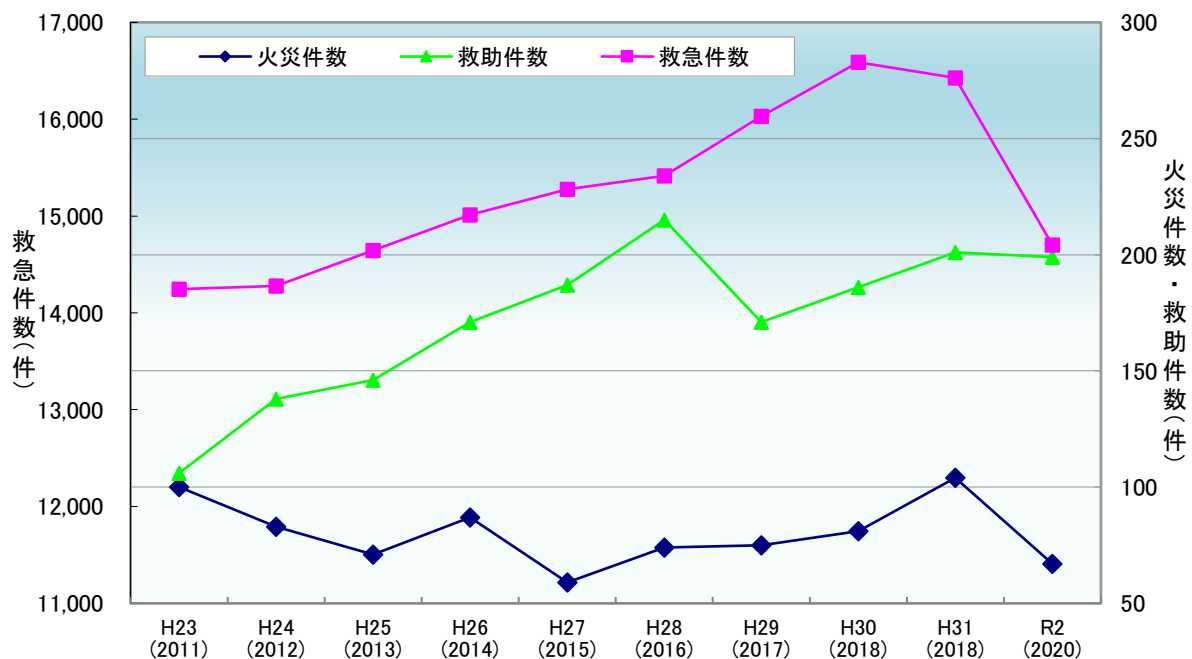
救急活動においては、新型コロナウイルス禍の影響もあり、一時的に出動件数は減少したものの、社会行動が以前の状態に戻るにつれ、前述の高齢化の進展に伴う高齢者の救急需要の増加が予想される。

また、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化している。

消火、救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和3年7月熱海市土石流災害への緊急消防援助隊の応援派遣等による活動範囲の拡大も含め、近年の多様化・激甚化・頻発化する災害にも対処していく必要がある。

また、建築物の高層化、大規模化、更には大型ショッピングセンター等の大規模集客施設や宿泊施設の増加等により、こうした施設の火災時等における消火及び救助活動や要配慮者を含む避難者等への対処も必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも十分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が求められている。

【災害出動件数の推移（２市５町）】



(3) 予防体制

ひとたび災害が発生した際には、被害を最小限に止めるために全力をもって対処することが消防に課せられた責務であることは言うまでもない。しかし、現実的には、全ての災害に対し万全の体制をもって対処することは極めて困難であると言わざるを得ない状況である。

こうしたことから、一般家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されたことなどを含め、防火対象物等への立入検査の実施率及び消防法令違反是正の実行性の向上等、災害を未然に防ぐための取り組みが重要視されているが、財政上の制約から必ずしも満足のいく予防体制が構築できているとは言い難い状況である。

5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合

(1) 「市町村消防計画の基準」との整合

「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規程等の状況は、次表のとおりとなっている。新たに規程等の制定が必要となった場合又は改正が必要となった場合には、速やかに制定、改正等を行うこととする。

「市町村消防計画の基準」と当本部の規程等の関係	
市町村消防計画の基準 (消防庁告示)	対応している主な当本部の規程等
1 組織計画 (1)事務機構	○小田原市消防本部等設置条例 ○小田原市消防本部の組織に関する規則

(2)災害時の消防隊の編成	○小田原市消防署の組織に関する規程 ○小田原市消防長の任命資格を定める条例 ○消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間に関する規程 ○小田原市消防職員の職の設置等に関する規則 ○小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則 ○小田原市消防職員服務規程 ○小田原市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する要綱 ○消防職員の勤務時間の割振り等に関する取扱細則 ○小田原市消防本部処務規程 ○小田原市消防本部処務規程取扱要領 ○小田原市消防署処務規程 ○小田原市消防団の設置等に関する条例 ○小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則 ○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例 ○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則 ○小田原市災害時消防支援隊設置要綱 ○小田原市災害時消防団支援隊設置要綱 ○小田原市救急業務規則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防団災害等活動規程
2 消防力等の整備計画 (1)消防力等の現況 (2)消防力等の増強 (3)消防力等の更新 (4)施設・資機材の整備点検	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防年報 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防通信取扱要領
3 調査計画 (1)消防地理調査 (2)消防水利調査 (3)災害危険区域等調査 (4)被害想定図の作成	○小田原市消防職員服務規程 ○小田原市消防本部処務規程 ○小田原市消防署処務規程 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程
4 教育訓練計画 (1)教育 (2)訓練 ①基礎訓練 ②火災防ぎょ訓練 ③水災防ぎょ訓練 ④救助救急訓練 ⑤総合防災訓練	○小田原市救急業務規則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程 ○小田原市救急業務等実施規程 ○小田原市消防職員の訓練時における安全管理に関する要綱

5 災害予防計画 (1)火災予防指導 (2)火災予防査察 ①査察対象物の指定 ②査察の実施 (3)風水害等の予防指導 (4)広報活動	○小田原市火災予防条例 ○小田原市火災予防条例施行規則 ○消防法等施行細則 ○小田原市消防本部火災予防事務処理要綱 ○小田原市消防本部危険物等事務処理要綱 ○小田原市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱 ○小田原市消火器等普及連絡協議会設置要綱 ○西湘地区雑居ビル防火安全対策連絡協議会設置要綱 ○消防法等施行規程 ○小田原市消防本部火災調査規程 ○小田原市火災予防違反処理規程 ○小田原市消防本部住民指導に関する規程 ○小田原市消防本部火災調査規程事務処理要綱 ○小田原市消防本部住民指導に関する規程事務処理要領 ○消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定により市長が定める防火対象物の点検基準に係る点検要領 ○小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針 ○消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者並びに避雷設備 ○小田原市消防本部火災予防査察規程 ○防火基準適合表示制度実施要綱 ○消防長が定める大規模な屋外催しの要件 ○小田原市消防本部予防技術資格者の認定等に関する要綱
6 警報発令伝達計画 (1)火災警報 (2)その他警報の伝達及び周知	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
7 情報計画	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
8 火災警防計画 (1)消防職員・消防団員の招集 (2)出動 (3)警戒 (4)通信 (5)火災防ぎょ	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防通信取扱要領 ○小田原市消防団災害等活動規程 ○小田原市消防団無線局管理運用規程

9 風水害等警防計画	☐ 小田原市消防警防規程 ☐ 小田原市消防震災警防規程 ☐ 小田原市消防水災警防規程
10 避難計画	☐ 小田原市消防警防規程 ☐ 小田原市消防震災警防規程 ☐ 小田原市消防水災警防規程
11 救助救急計画 (1)非常招集 (2)出動 (3)通信統制 (4)医療機関等との協力体制	☐ 小田原市消防警防規程 ☐ 小田原市消防救助隊活動規程 ☐ 小田原市消防通信取扱規程 ☐ 小田原市消防通信取扱要領 ☐ 小田原市救急業務等実施規程 ☐ 小田原市救急業務規則 ☐ 小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱
12 応援協力計画 (1)協定機関 (2)応援の方法 (3)資料の交換	☐ 小田原市消防広域応援・受援計画 ☐ 消防相互応援協定(市町など) 11協定

(2)「消防力の整備指針」との整合

本消防計画では、消防基盤の整備、充実を計画的に図るため、小田原市及び受託市町を含めた小田原市消防本部管轄区域における地域特性や消防需要を踏まえた、消防署所、人員、車両の配置の基準である「消防力の整備指針」を整備目標として、計画的かつ効率的な消防力の整備を推進する。

(3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、概ね3年毎に見直すものとする。ただし、必要があると認めるときには随時これを修正する。

6 基本方針

消防計画の内容については、第6次小田原市総合計画～2030ロードマップ1.0～に示された、「基本構想」などを踏まえつつ、管轄する2市5町における消防の課題解決に向けた具体策や、目指すべき将来像等を明確にし、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにするとともに、一定の目標付けを行う。

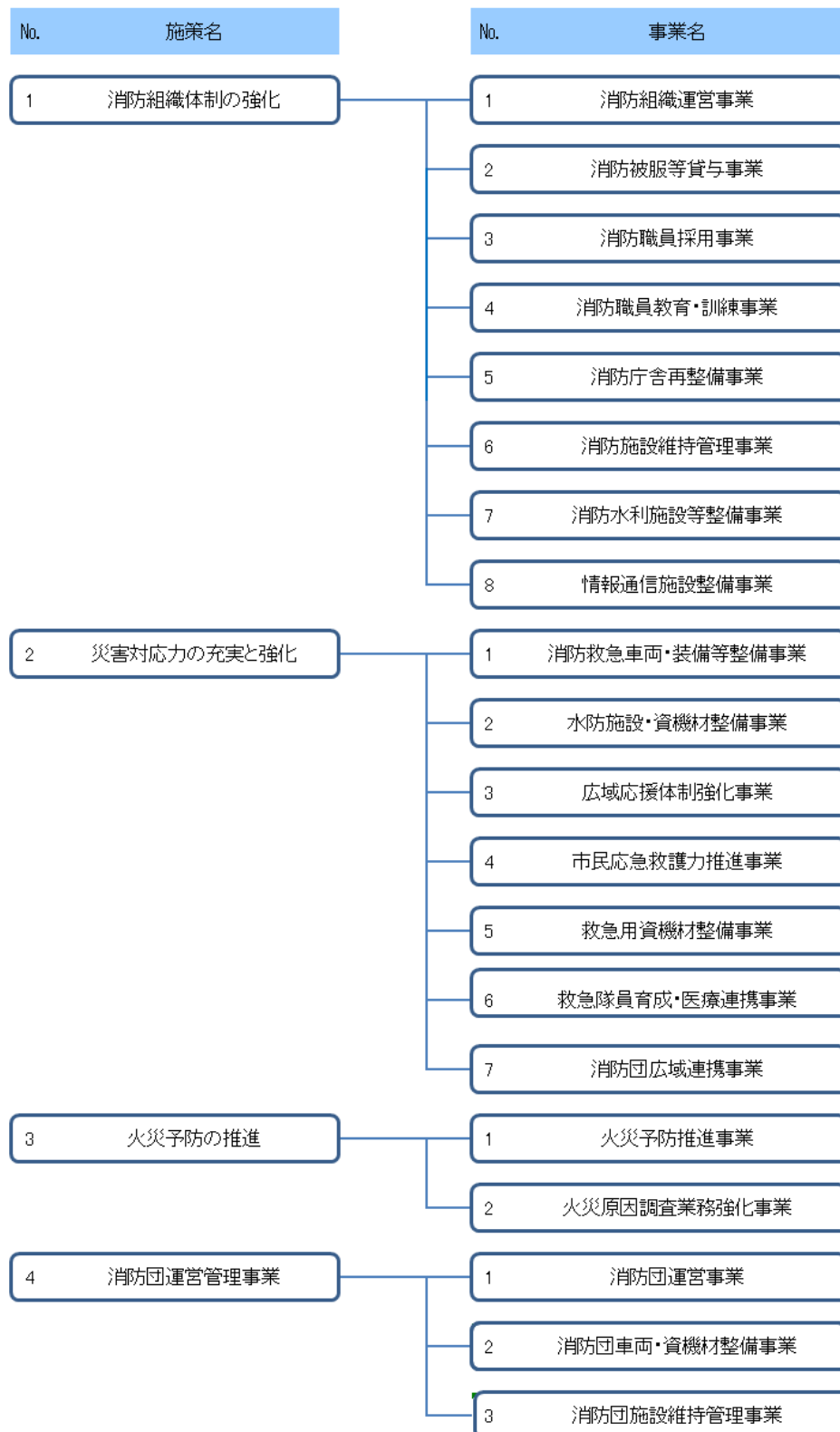
(⇒目指す姿の見える化)

7 施策体系

第6次小田原市総合計画～2030ロードマップ1.0～に掲げる「世界が憧れるま

ち“小田原”の実現に向け、次の施策体系に沿って、施策の効果的な推進を図る。

【施策「消防・救急体制の充実」体系図】



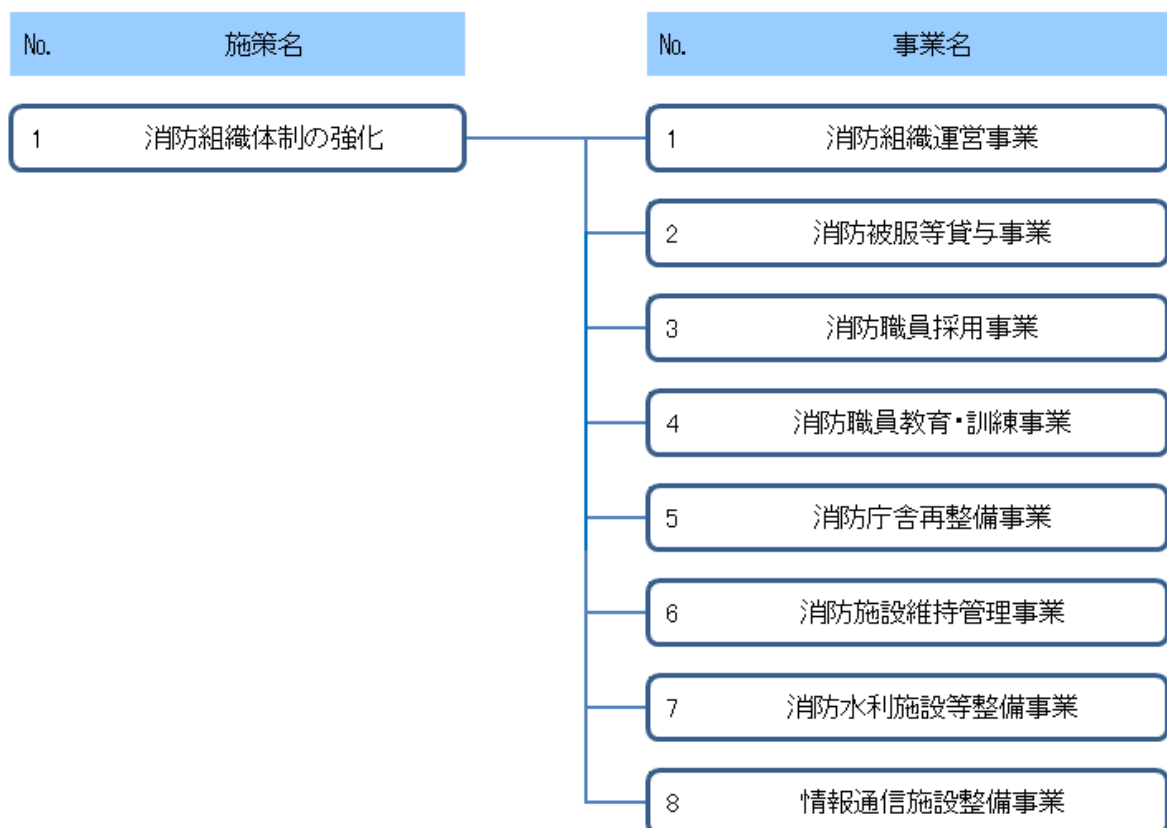
第 2 章 基本計画

1 消防組織体制の強化

昭和23年に自治体消防として発足以来、本市では、市街地の拡大、発展に伴い、消防施設、消防資機材の整備を図ってきた。市街地においては、新たな形態の出現や、住民ニーズの多様化等により、災害形態が複雑多様化・大規模化してきており、一部の地方自治体では、緊急消防援助隊の受け入れや広域的に運用可能な部隊を配置した総合防災センターの整備、科学技術の進展による新消防戦術の導入等、時代の変化に柔軟に対応した施設や資機材の整備を必要に応じて進めている状況である。

このことから、都市型災害や大規模自然災害など、日々変化する環境に的確に対応するため、消防組織力の強化及び消防職員的能力向上を図る。

【「1 消防組織体制の強化」に係る施策体系図】



1 - 1 消防組織運営事業

1 現状と課題

少子高齢化の加速化や住民ニーズの多様化、道路等社会基盤整備の進展等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、地域の消防力を強化することが必要不可欠となっている。

また、令和5年度から段階的に始まる定年の引上げとこれに伴う諸制度の施行により、職員の高齢化が進行し、災害現場活動において消防力の低下が懸念される。

2 施策の方向性（目的）

消防事務を円滑に運営するため、管轄市町の地理的条件、将来人口や都市規模を考慮し、適正な組織体制の構築を図るほか、限られた経営資源を更に有効に活用するため、署所の統廃合や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力・消防組織体制の再編に向けた取り組みを推進する。

また、高齢職員の知識と経験を有効活用できる組織体制について検討する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防組織運営事業	・住民へより良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織を構築する。 ・管内の人口規模に応じた適正な消防力を確保する。 ・職員の大量定年退職及び高齢化による消防対応力の低下を避けるため、組織体制の見直しを図る。 ※部隊・人員配置、勤務体制、組織再編 等
広域消防推進事業	・広域消防によるスケールメリットを活かし、消防行財政運営の効率化と基盤強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防業務の改善や勤務体制の見直しには一定の人員増が伴う可能性がある。（一定期間、人件費の増加が見込まれる。）

1－2 消防被服等貸与事業

1 現状と課題

消防被服（制服、執務服等）及び防火服等の個人装備（以下、消防被服等という。）については、過酷な災害現場で活動する消防職員にとって活動時に身を守る装備のひとつであるとともに、消防職員としての誇りと規律の象徴でもある。

現在、消防被服の点数制貸与制度を（防火服を除く。）導入したことにより、予算の平準化が図られたほか、統一的、機能的な被服を継続的に貸与することで、消防、救急等の円滑な活動と秩序ある組織体制を確保することが可能となった。

また、防火服については消防広域化から9年が経過し、耐用年数を大幅に経過していること及び経年劣化も著しいことから令和4年度にリース化し一斉に新防火服の貸与を実施した。

今後の課題としては、職員の定年延長における配置の方向性によっては、想定される大量定年退職時に採用人数に変動が生じるため貸与方法を検討する。

2 施策の方向性（目的）

引き続き、消防被服の点数制貸与制度を継続的に運用していく他、今後の定年延長を鑑みた大量定年退職を見据えて消防被服等の貸与品を計画的に整備していく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防被服等貸与事業	・ 職員の安全を確保し、機能的な消防、救急等の活動と秩序ある組織活動を推進するため、点数制貸与制度を継続的に運用してくほか、大規模リースの導入などにより、消防被服等を効率的かつ計画的に整備する。

4 施策推進上の課題

災害現場活動時に着用する被服であるため、安全性を考慮し、使用頻度、損傷程度に応じて更新していく必要がある。

また、今後の時代背景に合わせた、効率的な消防被服等の貸与方法について検討する。

1－3 消防職員採用事業

1 現状と課題

(1) 大量定年退職期の到来

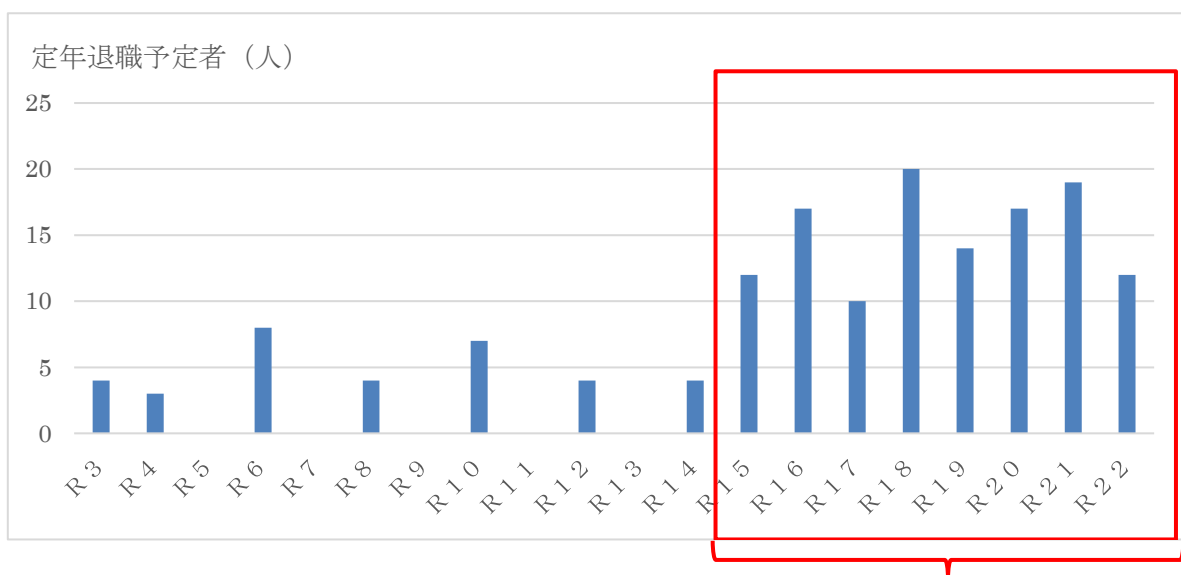
本市では、災害現場で効果的な消防活動等を実施するための知識や技術をいかに伝承していくかが重要な課題になっている。この背景には、令和15年(2033年)から8年間に於いて消防職員の約3分の1が退職を迎えるという状況がある。今後退職を迎えるこれらの消防職員は、多くの災害現場を経験しており、当該職員の大量退職により消防活動能力が一時的に低下することが懸念されている。

また、60歳定年が段階的に65歳まで引上げられることから、定年引上げ期間中に任用する職員と年度毎に新規に採用する職員数との調整も検討課題である。新規職員を採用し必要な消防力を将来にわたり安定的に確保する必要があることから、中期的には職員の実員数が変動する可能性もあるが、職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に職員を採用することが不可欠となってくる。

さらに、職員の年次休暇や育児休暇等の取得の促進や研修等の充実を図ることにより、絶対的な職員の不足が懸念される。

今後、定年退職予定者等が増加する時期を迎えることから、退職手当等の支出が消防財政を圧迫することが想定され、本来この期間に実施しなくてはならない大規模事業や政策的事業に影響を及ぼすことが懸念される。

【消防職員の定年退職予定者数】



8年間で職員の約1/3が定年退職

（２）消防活動上の課題

安全かつ迅速に消防活動を行うためには、各署所において、常時、消防隊４人、救急隊３人など、最低人員を確保しなければならない。最低人員を下回ることは、消防力の不足であり地域住民への消防サービスの低下につながるほか、消防職員１人当たりの活動量や業務量の増加につながり、安全管理面においても避けなければならない。

２ 施策の方向性（目的）

将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する。

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、常時最低人員を確保できるよう定数の改正を含め、定年退職予定者や前倒し採用等を見越した職員採用計画を策定する。

また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討するほか、60歳以上の普通退職者の把握、定年延長制度等の高年齢者雇用確保措置についても視野に入れながら計画的に職員を採用していく。

３ 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防職員採用事業	・職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動機能の低下を起こさないよう常時最低人員を確保できるよう計画的に新規職員を採用する。 ・また、消防職員の大量定年退職による消防力の低下を防ぐため、定年退職予定者及び60歳以上の普通退職者数を見越した前倒し（平準化）採用など、早期に職員採用の計画を立てる。
再任用（雇用）促進事業	・現行制度の再任用制度を活用するとともに、実員に含まれない職員の採用及び制度活用時の職員の職域や職場体制を検討する。

４ 施策推進上の課題

将来の予測として、令和15年(2033年)頃から職員の大量定年退職を迎えるが、大量定年退職による消防力の低下を招かぬよう、事前に職員の前倒し採用や平準

化等による対応を図らなければならない。(一定期間、人件費の増加が見込まれる。)

1-4 消防職員教育・訓練事業

1 現状と課題

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い先進的、効率的かつ継続的な更なる人材育成が急務であり、職員に対して、職場の業務・訓練だけでは習得できない消防に関する高度な知識や技術を修得する機会の提供が必要となっている。

初任教育や救急救命士の育成に係る研修、消防大学や消防学校等で実施する専科等の研修等は入寮が必要となり、期間も長期に及ぶため、研修期間中は、実質消防活動人員に欠員を生じることとなっている。消防活動人員の不足は、消防力の低下に直結するため避けなくてはならないが、研修等が行えなければ、資格を維持することができず業務に支障をきたすほか、計画的な人材育成ができなくなり、結果的に、既資格取得者に頼ることが増し、取得職員の負担や人事の硬直化につながることになる。

また、消防職員の資格には、救急救命士や危険物取扱者などがあり、自動車運転免許では、普通免許で運転できる車両の車両総重量が小さくなったことで、消防ポンプ車両を運転する機関員は車種により準中型、中型又は大型免許を取得しなければならない。主要な資格は以下のとおり示すが、その他にも消防業務を遂行していく上で多数の免許等の資格取得が必須である。このため、資格取得の助成のあり方や取得者を採用するなど検討する。

【主要な資格一覧】

救急救命士	救急隊員資格	救助隊員資格
各種自動車運転免許	危険物取扱者	予防技術資格者
陸上特殊無線技士	潜水士	船舶操縦免許
小型移動式クレーン	玉掛	衛生管理者

2 施策の方向性（目的）

消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務（消防・救助・救急・予防等）を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養うとともに、必要な資格を取得させ、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防職員育成	・ 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 ・ 次世代の消防幹部育成制度の構築・運用を検討する。 ・ 職員間の情報共有のため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各署所単位でも積極的に技術・知識の継承が行える体制を整備する。 ・ 再任用職員が自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるよう研修体制の整備を図る。
資格等取得推進	・ 消防職員が、消防業務を遂行するうえで必要な資格や免許等を取得させることで円滑な消防業務の推進を図る。
資格取得者の採用	・ 資格を有している職員を新規に採用する。

4 施策推進上の課題

職員の多くが積極的に研修を希望しているが、研修の種別によっては定員オーバーとなり希望に沿えない場合がある。改善策として受講枠の拡大が挙げられるが、研修期間中の人員や時間外手当等の人件費の確保が困難となるなどの課題がある。

1－5 消防庁舎再整備事業

1 現状と課題

(1) 消防庁舎

老朽化が著しく、また面積の狭小・機能の不足等がみられる消防庁舎が複数存在していることから、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が非常に高い状況である。

これらの状況を踏まえ、引き続き、消防署所再整備計画に基づき、早急に再整備を進める必要がある。

【消防署所一覧】

(令和4年4月1日現在)

No.	署所名	竣工年	築年数	構造	延面積 ※庁舎部分のみ	敷地面積	耐震(改修)	備考
1	消防本部・小田原消防署	H6年	28年	鉄筋コンクリート造	3,932 m ²	3,779 m ²	耐震構造	
2	南町分署	H18年	16年	鉄筋コンクリート造	1,127 m ²	886 m ²	耐震構造	
3	荻窪出張所	S51年	46年	鉄筋コンクリート造	169 m ²	-	改修済	市役所1階の一部
4	栢山出張所	S63年	34年	鉄筋コンクリート造	795 m ²	1,365 m ²	耐震構造	
5	成田出張所	R2年	2年	鉄筋コンクリート造	1,116 m ²	1,480 m ²	耐震構造	
6	足柄消防署	S47年	50年	鉄筋コンクリート造	1,313 m ²	3,719 m ²	改修済	
7	松田分署	S47年	50年	鉄筋コンクリート造	883 m ²	896 m ²	改修済	
8	山北出張所	S50年	47年	鉄筋コンクリート造	331 m ²	665 m ²	診断結果可	令和5年度に移転再整備予定
9	岡本出張所	R2年	2年	鉄筋コンクリート造	611 m ²	1,130 m ²	耐震構造	
10	中井出張所	H23年	11年	鉄骨造	288 m ²	1,398 m ²	耐震構造	

【山北出張所完成イメージ】



(2) 消防署所の配置

消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的に消防力の低い地域が存在するな

ど消防力に不均衡が生じるなど課題を残していることから、引き続き消防需要（地域人口）に応じた署所の再配置を推進していく必要がある。

（３）広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

また、平常時には、消防職員はもとより各市町消防団員の各種訓練・研修が可能な（仮称）消防訓練センター（訓練塔、部隊活動訓練スペースなど）として活用し、災害発生時に取るべき行動等について理解し、広域的に各部隊が連携して活動できる体制を構築することが重要である。

２ 施策の方向性（目的）

（１）消防庁舎の再整備と執務環境の改善

防災拠点としての機能を継続的に維持していくため、喫緊の課題である老朽化した庁舎の再整備を行うほか、機能不足による劣悪な執務環境の改善を行う。

（２）消防署所の統合等による再整備の推進

より効果的かつ効率的な消防行政サービスの提供が図られるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署所の適正な部隊（人員）配置を推進する。

また、消防署所の再整備にあわせ、受持ち区域の見直しを行い、より効果的かつ効率的な消防署所等の適正配置（統廃合建設整備等）を計画的に実施する。

（３）広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の研究

県西地域全体の消防・防災力を強化するため、関係市町はもとより国や県等を含めた広域的事業として、広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の整備について研究する。

３ 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防庁舎再整備事業	・ 庁舎の老朽化が著しい消防署所を優先的に統合再整備する。 ・ 消防署所の再整備にあっては、庁舎の移転等により効果的かつ効率的な署所配置を図る。 ・ 消防署所の再整備にあわせて、劣悪な執務環境の改善を図る。 ・ 国や県等を含めた広域的事業として広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の整備を研究する。

消防署所については、消防力の整備指針（消防庁告示）にもとづき、都市形態

の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には「消防力適正配置調査報告書※」による科学的分析結果等を踏まえ、老朽化などの理由で再整備が必要な消防署所を整備する。

現在、再整備を進めている山北出張所（移転再整備）を円滑に進めるほか、今後、早急な執務環境の改善が必要な荻窪出張所の再整備を進めるとともに、老朽化等により再整備が必要な3署所の適正配置を検討する。

再整備にあたっては、消防力を総合的に向上させるため、既存施設の再編などによる配置の見直しを行う。なお、限られた期間の中で、署所全体を対象とした再整備計画は現実的ではないことから、再整備対象署所を明確にして確実な整備を推進するものとする。

※ 消防力適正配置調査…（一財）消防防災科学センターにおいて、管轄区域の人口データや過去の災害データ、道路データ等をもとに、現有消防力を効果的かつ効率的に配置するため、科学的に分析・検証を行った調査。

4 施策推進上の課題

消防庁舎等の整備には多額の経費が必要となることから有効な財源の確保に努める必要がある。

また、事業用地を新たに確保しなければならないことから、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の選定に着手しなければならないほか、円滑に用地事務を進める必要がある。

1－6 消防施設維持管理事業

1 現状と課題

国の告示である「消防力の整備指針」では、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。」とされている。これは、消防本部や署所等の庁舎については、災害発生時における重要拠点としての機能を維持し、円滑な活動を確保するために一般の行政庁舎よりも上回る耐震性を有するよう整備することが前提であり、老朽化の進んでいる施設の設備については早急な改修や改善が求められる。

一方、小田原市においては、今後の厳しい財政状況の中、公共建築物に係るこれまでの取組を踏まえながら、施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供を実現するため「小田原市公共施設再編基本計画」を策定し、複合化や統廃合

を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を進めていく。

消防行政においても将来的な消防施設のあり方や施設規模の見直し、消防機能の集約化や施設の長寿命化といった効率的な消防施設等の維持管理方法等の検討を行うことが必要である。

2 施策の方向性（目的）

消防庁舎再整備事業と整合を図りつつ、消防庁舎（消防本部、消防署、分署及び出張所等）及び設備等を適正に維持・管理するとともに、計画的に長寿命化を図るべく比較的大規模な改修工事等を実施し、持続可能な消防サービスの提供及び防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。

消防庁舎は24時間常に稼働しており、一般的な公共施設と比べ、機械・電気設備や水回りの老朽化の進行が早いことから、計画的な設備改修等（築15年で小規模改修、築30年で大規模改修）を実施していく。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとした、感染症対策への取り組みとして、仮眠室の個室化や水道の自動水栓化等を行うことで、職員同士の感染拡大を防ぎ、持続可能な消防・救急体制の確立を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防施設維持管理	・ 常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防庁舎及び消防車両等の維持・管理を行う。 ・ 感染症対策のための改修を行う。 ・ 市が導入する公共施設包括管理業務委託により、消防庁舎の保守点検業務の一部を包括的に行う。
消防庁舎等改修	・ 長寿命化や、執務環境の改善を図るため、消防庁舎の改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。 ・ 消防署所の再整備又は庁舎改修に合わせ女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。

4 施策推進上の課題

比較的大規模の大きい消防庁舎等の改修工事時には、一時的に通常機能が保てない状況が発生することから、出動の遅延等、消防活動に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

1－7 消防水利施設等整備事業

1 現状と課題

地震の発生により同時多発的に火災が発生した場合、消火栓や防火水槽等の消防水利が使用できなくなることが懸念されている。そのため耐震性を備えた防火水槽をはじめとする災害時に使用可能な消防水利を十分確保しておくことが重要である。

また、消火栓、防火水槽等の老朽化が進んでおり、有事の際に有効に使用できるよう修繕が必要である。

2 施策の方向性（目的）

消防水利は、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消火活動の基盤となることから、必要な消火栓、耐震性貯水槽を計画的に整備し、充実強化を図るとともに、有事の際に有効に使用できるよう管轄区域全体の水利整備状況等の把握に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防水利施設等整備事業	- 耐震性貯水槽及び消火栓等の水利を計画的に整備する。 - 消火活動時に支障がないように現状の水利の維持管理をする。

4 施策推進上の課題

消防水利事務については、広域化に伴う消防事務の委託対象にはならず、管内全域の整備計画では、整備主体である2市5町の所管課と十分な調整が必要となる。

1－8 情報通信施設整備事業

1 現状と課題

災害時において、迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立し、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保しておくことが極めて重要である。

このため、119番通報の受付、出動指令、さらに消防部隊の管制、現場活動支援等を効率的に行うための消防情報指令システムについては、ハード、ソフト両面において、常に最適な状態に維持することが必要である。

また、国が推進する社会全体のDX、ICT技術の発達に合わせて、市民等の利便性や早期の現場状況把握を考慮した、本市の消防情報指令システムの更なる機能強化やシステム増設、映像通信機器の導入等を検討していく必要がある。

※DX（Digital Transformation）とは、アナログ情報をデジタル化する局所的な「デジタイゼーション(Digitization)」、その作業プロセス全体もデジタル化する全域的な「デジタライゼーション(Digitalization)」を経て、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良く変革すること。

※ICT（Information Communication Technology）とは、事務処理の効率化及び省力化のために、PC・スマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを取り入れること。

2 施策の方向性（目的）

多種多様な災害通報（119番通報）等を受信、災害地点の特定、直近消防隊への出動指令に至る業務を的確に行い、消防隊の迅速かつ確実な現場到着を実現するための消防情報指令システム等を適切に維持管理、運用し、常時あらゆる災害から住民の生命、身体を守り、財産の被害の軽減を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
情報通信施設整備事業	・住民等からの緊急通報に対し、迅速・的確な出動指令を出せるように消防情報指令システム等について最適な状態を確保し、救命率の向上及び各種災害による被害の軽減を図る。

4 施策推進上の課題

情報通信機器の定期的なメンテナンス、オーバーホール、更新等において多額の費用がかかるほか、今後の機能強化に比例して通信運搬費を含む維持・管理経費（ランニングコスト）が高額となる。



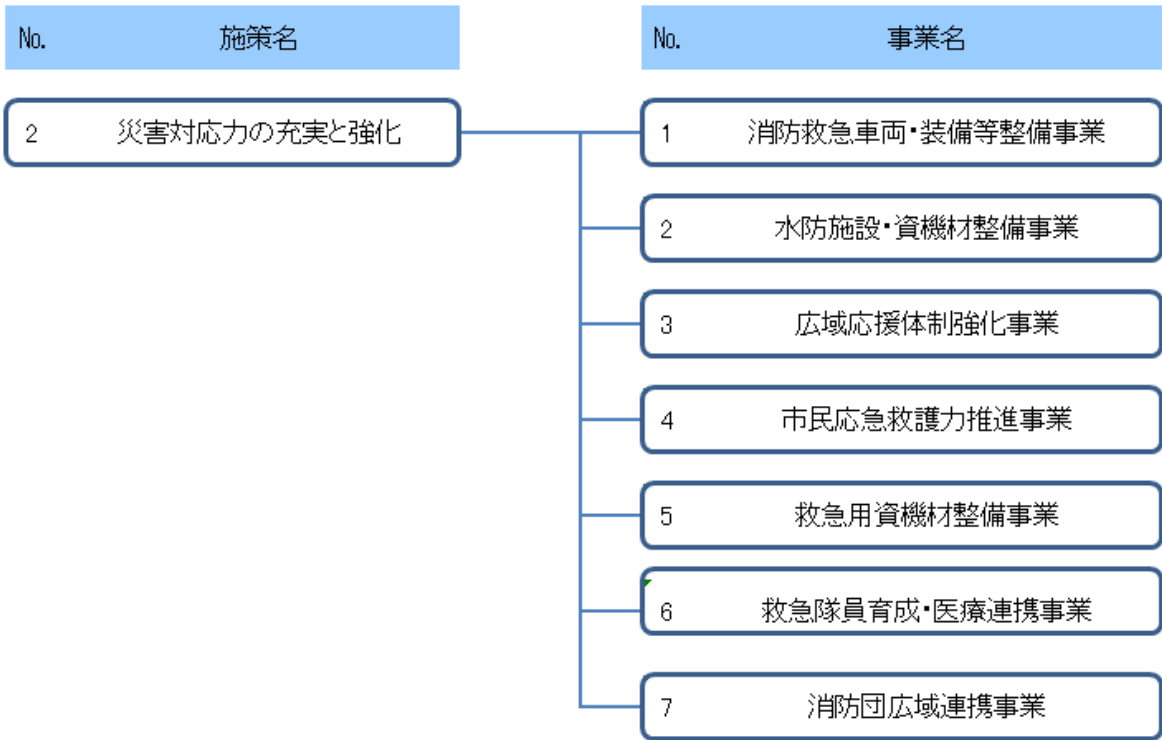
2 災害対応力の充実と強化

今日まで消防体制については、消防署所や消防車両といった消防力の基盤整備を中心に事業推進を図ってきたが、専任職員が十分に配置できていない等、厳しい部隊編成での運用が続いている。

しかし、消防の広域化による管轄区域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う災害対応力の充実と強化は必要不可欠であり、消防活動の安全管理体制及び救助体制の充実を図ることは喫緊の課題である。

消防体制の充実・強化については、限られた人員を効率的に配置し、車両や資機材を効果的に運用する必要があることから、社会情勢を的確に判断し、消防需要に見合った消防力を整備していく。

【「2 災害対応力の充実と強化」に係る施策体系図】



2-1 消防救急車両・装備等整備事業

1 現状と課題

災害が大規模・高度化・特殊化し、また住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く災害の形態は急速に変化しており、この変化に的確に対応するため、災害対応力の高い車両への計画的な更新、先進的な消防装備、各種資機材の傾向を把握し、消防力の充実強化を図っていく必要がある。

また、救急車1台あたりの平均走行距離は1年間に25,000キロメートルとなっているが、今後の救急出動件数に比例して走行距離が増加することが想定され、救急車の故障等が発生しやすくなることが懸念される。

2 施策の方向性（目的）

複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため、車両及び資機材等の更新・整備を行う。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防車両整備事業	・小田原市消防本部消防用車両等整備計画に基づき更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
消防・救助等資機材整備事業	・規格の統一や職員の活動時の安全性や運動性等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。

4 施策推進上の課題

消防車両数の適正化、資機材の規格の統一等を図るには、一定の期間が必要となる。
署所の適正配置の検討に併せ、救急需要に応じた救急隊の適正な配置を検討していく。

2-2 水防施設・資機材整備事業

1 現状と課題

近年は、短時間豪雨の回数が増加傾向となり、河川の急激な増水が引き起こされ、被害を生じさせる事例が多く発生している。

水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策に万全な対策を講じ

る必要がある。

また、台風等により被害が発生していることから、継続して防潮扉の維持管理をする必要がある。

2 施策の方向性（目的）

水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や既存施設の機能及び性能を維持するとともに、水防対策の推進を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
水防施設・資機材整備事業	・水防活動の拠点となる水防倉庫に、各種災害に対応した資材の必要量を確保する。 ・防潮扉の機能を維持するため、点検や修繕を継続して実施する。

4 施策推進上の課題

老朽化した施設を一斉に整備することは、多大な費用が掛かるため、困難と考えられることから計画的に整備する必要がある。

2－3 広域応援体制強化事業

1 現状と課題

現在、緊急消防援助隊には、消火隊を始めとして、救助・救急・はしご・水難・後方支援の各部隊を登録し、広域応援体制の強化に努めているところであるが、長期間にわたり部隊を被災地派遣するための資機材に関する計画的な整備や、近年の大規模化・特殊化する災害に対応するため、近隣はもとより、県内の各消防本部等や隣接する県外消防本部との連携体制を強化し、定期的・効果的な合同訓練を実施する必要がある。

また、本市消防本部管内で大規模な災害により他消防本部等からの応援を受けることを想定した受援体制を構築し、緊急消防援助隊の応援出動を始めとして、広域応援及び受援体制の強化を図る必要がある。

2 施策の方向性（目的）

広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の資機材の充実や広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
広域応援体制強化事業	・広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の資機材の充実を図る。 ・広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

4 施策推進上の課題

小田原市消防広域応援・受援計画を策定し、広域応援や受援体制を構築、広域応援訓練等を継続的に実施しているが、受援については職員に対する各種研修（ソフト面）や情報収集用資器材等整備（ハード面）の両面に対する体制強化が必要である。

2-4 市民応急救護力推進事業

1 現状と課題

救急需要が増加することで救急隊到着所要時間が遅延し、救命率が低下するなど市民に不利益が及ぶことがないよう救急車の正しい利用方法について広報・啓発を行う。

市民が救急隊到着までに行う応急手当や救命処置を実施できるよう「小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき応急手当の普及啓発を実施していく。応急手当講習には様々なニーズ（時間・場所・人数）があり、それらに対応するためには、応急手当普及員のより一層の養成及び指導体制を整えらるとともに、講習開催を円滑に実施するための資機材や教材の整備が必要である。

2 施策の方向性（目的）

救急需要が増大することで、救急隊の現場到着時間の延長など、住民に不利益が及ぶことがないよう、救急車の適正利用について理解を深め、緊急性の高い傷病者の救命率の向上を図る。

救命講習等の普及啓発活動を継続して実施することにより、住民の応急手当により傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対しての迅速な救命手当の実施を推進する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救急車適正利用推進事業	・救急車の適正利用について（正しい利用の協力について）、広報・啓発活動を行い、リーフレットの配布等を実施する。
民間救急事業者活用事業	・継続して、緊急性のない傷病者を搬送する民間の事業者の認定を進める。
救命講習実施事業	・住民に対し、救命講習等の指導を行い、応急手当の知識・技術を広く住民に普及する。
AED設置促進事業	・管内の事業所等が設置したAEDについて、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。

4 施策推進上の課題

心肺蘇生ガイドラインは5年ごとに更新されるため、訓練用AEDトレーナーのバージョンアップ等を実施する必要があることから、事業費が変動する可能性がある。また、感染症対策として救命講習等の1回の受講人数や訓練人形等の配備について再検討が必要である。

2-5 救急用資機材整備事業

1 現状と課題

近年、救急用資機材の高度化は著しく進んでおり、救急サービスに対する住民の期待と信頼は極めて高いものがあるといえる。また、近年拡大する感染症に備え、感染症対策資機材を計画的に備蓄し管理していく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

適切な救命処置を実施するために必要な資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案にも対応できる資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行う。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救命処置用資機材等整備	・規格の統一や職員の活動時の負担等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。
感染症対策用資機材整備	・感染症に備え全身の感染防護、N95マスク、ディスポーザブル手袋等を計画的に備蓄し、管理する。

4 施策推進上の課題

高度救命処置用資機材は、定期的な保守点検が必要となる。また、修理が必要になった場合、医療機器のため高額となる。

昨今の、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、救急用消耗品等の高騰や備蓄資機材が消耗していることから、計画的に予算執行する必要がある。

2-6 救急隊員養成・医療連携事業

1 現状と課題

現在救急救命士は、資格取得後2年毎に1回96時間の再教育病院実習やメディカルコントロール協議会による生涯教育を行っている。いずれも救命救急センターや救急医の指導のもとで実習・研修を行っており、救急隊が医療機関へ搬送し、初期治療に当たる上で必要な情報、応急処置を理解するために有効である。救急医療は年々高度化しており、それに伴い救急隊員（救急救命士）に求められている知識、技術も高度なものとなっている。

救急救命士の教育研修の場は確立されているが、その他の救急隊員の教育は限られている。今後は消防職員全体が救急の知識を深め、高度救命処置を理解し、現場で補助する能力が必要とされるため、指導救命士による教育を行う必要がある。

また、救急救命士の生涯教育・再教育体制は病院実習、オンザジョブトレーニング及び個人の自己研鑽など多様化していることから、救急ワークステーションを整備し、指導救命士を配置することにより、救急隊員の生涯教育を一元化する。さらに、メディカルコントロール体制に基づく検証・研究を継続的に行う。

※「救急ワークステーション」とは、救急隊員が救急医療機関内研修で、医師・看護師の指導を受けながら、救命処置の実習を行い、救命処置の知識・技術の向上を目的とした「教育拠点」をいう。

2 施策の方向性（目的）

（１）救急隊員教育訓練

計画的に救急救命士を養成（採用を含む。）し、救急隊１隊に複数の救急救命士が搭乗できる体制を整備する。また、気管挿管、薬剤投与などの病院実習を継続して行うとともに指導救命士を養成し、所属における教育訓練体制の充実と救急隊員の知識・技術の向上を図る。

（２）救急ワークステーションの運用

救急医療機関の救急ワークステーションに救急隊を配置し、そこから出動する際には医師・看護師が救急車に同乗することで救急活動における指導や助言を受けることが可能となる。

運用方法は、派遣型（救急隊を救急医療機関に派遣し、救急医療機関内で研修を行う方式）と常駐型（救急医療機関内に救急隊の拠点となる施設を設置して運用する方式）で検討する。

（３）病院前救護体制強化

医療機関との合同研修・訓練を行い、連携の強化を図る。また、救急救命士に対する指示体制の充実及び救急活動の医学的な観点による検証を行い、救急救命処置の質の向上を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救急隊員教育訓練事業	・救急救命士・指導救命士を計画的に養成する。また、次の実習に派遣し、救急隊員の資質向上を図る。 ①救急救命士就業前病院実習 ②救急救命士再教育病院実習 ③気管挿管病院実習 ④ビデオ喉頭鏡病院実習
救急ワークステーション整備	・救急救命士等の教育研修の場として、また、医師や看護師など院内医療従事者との連携により効果的な救急医療を実施するため、救急医療機関に救急ワークステーションを設置する。
病院前救護体制強化事業	・メディカルコントロールに登録されている指示医師によって、救急救命士が行う特定行為に対し具体的指示、指導・助言を実施する。 ・救急活動記録票に基づき、検証医師による救急活

	動全般の検証を実施する。
--	--------------

4 施策推進上の課題

教育期間中に、救急救命士等の職員が不足しないよう留意する必要がある。救急隊を救急ワークステーションへ派遣している間を補完するために日勤救急隊等の配置を検討する必要がある。

なお、日勤救急隊は、再任用職員、育児休業直後や育児中等の理由で交代制勤務をすることが困難な職員等を活用する。

2-7 消防団広域連携事業

1 現状と課題

常備消防については広域化されたが、管轄する2市5町の消防団については各市町で所管している。

災害現場で協力して円滑な活動をするためには、合同訓練や定期的な連絡会議の開催等により日ごろから顔の見える関係の構築が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

合同訓練や研修等を通じて、管轄する2市5町の消防団と常備消防との連携強化を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団広域連携事業	・管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応等に係る広域的連携訓練や消防団員に対する研修を実施する。

4 施策推進上の課題

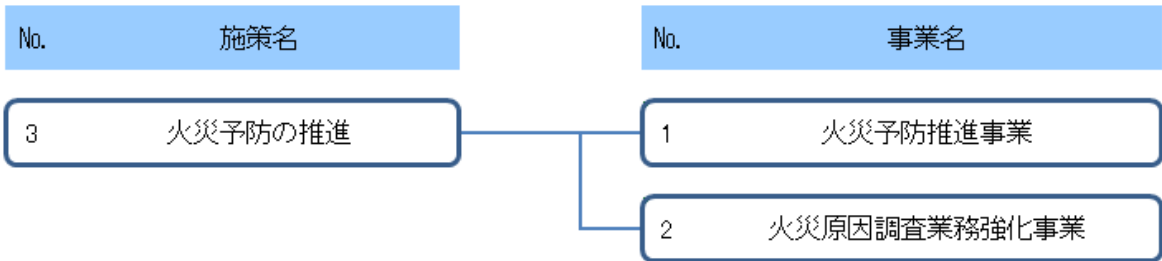
地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要となるほか、各市町防災所管との連携の確保も必要となる。

3 火災予防の推進

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、数々の大規模火災を教訓として、立入検査及び違反是正、消防同意、防火管理制度、防災規制、住宅防火対策、危険物規制、消防用設備等の設置・維持管理基準、消防用機械器具の検定制度等に係る消防法令の整備が進められてきた。火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域、更には住民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

予防業務は、科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の複雑化、多様化により、予防要員に必要とされる知識や求められる技量も高度化しており、効率的かつ効果的な業務の遂行に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止による社会情勢の変化にも柔軟に対応した取り組みを推進していくとともに、I C T（情報通信技術）を活用していくための体制を構築していく必要がある。

【「3 火災予防の推進」に係る施策体系図】



3-1 火災予防推進事業

1 現状と課題

火災の原因は放火によるものや火の不始末に起因するものが多く、火災を予防するためには、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があるため、火災予防広報を効果的に展開することは重要な事業である。

大規模な防火対象物、危険物施設は、火災などの災害発生の際に、その施設のみならず周辺地域の住民及び環境、あるいは経済活動に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、尊い生命と財産の被害を少しでも減らすよう、立入検査を継続し防火指導の充実と法令違反の是正促進を図る必要があるとともに、事業所などに対しては事業所の形態に応じた防災講演や消防訓練の充実を図る必要がある。

予防業務は、限られた人員の中で可能な範囲で行っている状況であるため、立入検査の実施率及び違反是正の実効性が十分な水準に達していない。

2 施策の方向性（目的）

I C Tを活用した立入検査業務の効率化に取り組み、立入検査業務及び違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。また、防火意識の更なる普及・啓発を行うため、SNSなどによる火災予防広報の充実を図り、特に事業所における自主保安体制の向上を促進する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
違反処理業務強化事業	- 立入検査の実施率を向上させるために、消防本部及び消防署が査察計画に従って立入検査を実施し、査察実施率を全国平均値まで達成できるよう目指す。 - 立入検査等で判明した法令違反のある防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少及び防火・防災意識の向上を目指す。
火災予防広報事業	住民等に対し、様々な機会を通じ出火防止を最重点とし、リーフレット等の配布など防火意識の普及・啓発を行う。特に火災予防運動期間には実施計画に基づき取り組みを強化する。
予防要員育成強化事業	- 高度な専門知識を有する職員を育成するために様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 - 内部研修等により立入検査員の育成強化を図る。

4 施策推進上の課題

火災予防広報は住民周知というより、むしろ積極的かつ広範囲に展開すべき性質を持っているので、組織全体で取り組むべき事業であり、そのためにも立入検査等を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

3-2 火災原因調査業務強化事業

1 現状と課題

従来の火災原因調査業務は、火災原因を判定するための判断基準が調査員の経験と知識に基づくことが多く、後ろ盾となる科学的根拠による調査体制が十分に確立されていないのが現状である。

近年、特に製品からの出火事例は、住民等の関心が高まりつつあること及び使用者と製造業者の利害に深く関係しており、より正確な火災原因の究明が求められていることから、職員の更なるレベルアップを図るための研修会等及び調査に必要な専門的な資機材の整備が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

火災原因調査業務の更なるレベルアップを図るために、特殊事案等の情報共有を行うとともに、火災原因調査業務に必要な図書や資機材を各部隊に整備し、調査能力の向上及び平準化を図り、判明した火災原因の調査結果を、今後の火災予防広報を始めとする諸施策及び警防業務に反映させる。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
火災原因調査業務強化事業	・ 職員の火災原因究明技術の向上を図る上で必要図書や分析力を支援する火災原因調査資機材等の整備を継続的に進める。 ・ 火災調査科（消防大学校、県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・ 内部研修会の実施及び外部研修会等への派遣など、人材の育成を図る。

4 施策推進上の課題

大規模・特殊火災等に係る火災原因調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の体制が整備されているので、制度活用のための指針を定めておく必要がある。一方、通常の火災に係る原因調査については、専門的知識及び経験を有する人員不足から知識、技術の継承が進んでいない。また調査に必要な高度な資機材を導入し、活用するためのスキルアップも求められている。

火災原因調査業務を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のため、特殊事案等の情報共有及び育成計画の検討、構築が必要である。

4 持続可能な消防団体制の構築

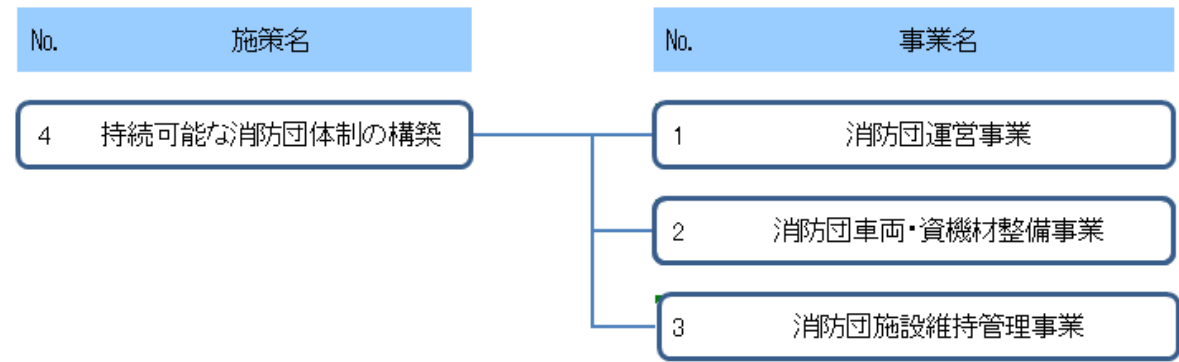
消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っている。特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められている。

こうした中、消防団員確保が困難となってきているほか、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じている等、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要がある。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」において、消防団員は、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義され、地域防災における消防団員の重要性和充実強化のための施策が示されている。

消防団員の処遇改善や消防団待機宿舎の老朽化などの課題を解決するとともに、装備等の充実強化を進め、今後予想される変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備することで、持続可能な消防団体制の構築を図る。

【「4 持続可能な消防団体制の構築」に係る施策体系図】



【消防団事業について】

各市町の「消防団」は、消防組織法に基づき各市町が管理することとなっており、地域に密着した多様な活動を行う必要があることから消防事務委託の対象外となっている。
このため、本計画における消防団事業については「小田原市消防団」に係る事業計画となる。

4 - 1 消防団運営事業

1 現状と課題

小田原市消防団の組織は、消防団本部（女性分団含む）並びに 22 分団で構成され、条例定数は 752 人で活動しているが、被雇用者の占める割合の増加、人口減少、少子高齢等の社会情勢の変化により団員の確保が次第に難しくなってきている。

また、各分団の管轄区域面積の違いや、人口・世帯数における団員数割合のばらつき等、地域の実情による不均衡な格差が生じていることから、組織体制について検討が必要となっている。

その他、消防団活動に伴う様々な報告事務は、指定された用紙により、月ごとに郵送や手渡しで消防署へ報告するなど、消防団員にとって大きな負担となっていることから、事務の省力化・効率化を図り、消防団員の負担を軽減するため、事務処理の I C T 化等の検討が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防団員が安全に活動できるよう必要な被服等の更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。

また、消防団の処遇を改善するとともに、持続可能な消防団体制を構築するため、消防団による検討組織を設置し、地域のニーズ等を確実にとらえながら、今後の消防団のあり方や方向性等を定める。

さらに、消防団事務の I C T 化について検討を進め、消防団事務の効率化や、災害の発生状況等を瞬時に共有することに加え、消防団の動態管理等が可能なシステムやアプリの整備を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団運営事業	・消防団員が安全に活動できるよう、必要な被服、個人装備等の更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。（消防団員の感染症対策装備品の整備含む） ・消防団の組織力向上を図るため、持続可能な消防団体制について検討する。 ・消防団員の処遇改善や広報活動等により消防団員確保・入団促進及び環境整備を図る。

消防団 I C T 化事業	・円滑かつ効率的な消防団運営を図るため消防団事務の I C T 化について検討する。
---------------	--

※ICT (Information Communication Technology)」とは、事務処理の効率化及び省力化のために、PC・スマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを取り入れること。

4 施策推進上の課題

人口減少、少子・高齢化等の社会情勢の変化への対応や消防団需要に応じた組織体制の整備と仕組みの構築が必要となる。

4-2 消防団車両・資機材整備事業

1 現状と課題

近年、災害が多様化する中、消防団員の装備品を充実強化する必要性が更に高まっており、小田原市においても「消防団装備の基準」に基づき、計画的に各種装備の配備を進めている。

しかし、近年頻発している豪雨災害では広範囲で土砂災害や浸水害が発生しており、こうした災害を教訓として消防団員が安全に活動できるよう、消防団車両や資機材、個人装備等の充実強化が求められている。

2 施策の方向性（目的）

災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の更新整備を進める。

また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団車両・資機材整備事業	・小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車などを計画的に更新整備するとともに、安全かつ有効な活動ができるように、救助用器具や情報通信機器等の更新整備を進める。 ・災害時に確実にその機能が果たせるよう、資機材等の取扱い訓練を充実するほか、消防車両及び資機材

	等の維持修繕に努める。
--	-------------

4 施策推進上の課題

車両装備品、各種資機材を充実強化するためには、資機材倉庫などの保管スペースが必要となるほか、資機材等の取扱い訓練についても充実させる必要がある。

4－3 消防団施設維持管理事業

1 現状と課題

消防団待機宿舎や分団器具置場等の消防団施設では、厳しい財政状況を背景とする再整備遅延に伴って、その使用年数の長期化による施設の老朽化が顕著となっているほか、会議室（待機所）や車両・ホース洗場、ホース乾燥塔等が確保されていない待機宿舎があるなど、消防防災力の低下や維持管理における消防団員の負担増加などが危惧されており、消防団員が活動しやすい施設整備が課題となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防団施設は、消防団車両や資機材の収納場所であり、災害時は消防団員の参集場所や活動の拠点等として住民の安全・安心の確保に寄与するため、計画的に消防団活動拠点施設（消防団待機宿舎）の再整備を図る。

なお、再整備にあたっては、将来的な配置の見直し等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。

また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団施設維持管理	- 消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。 - 再整備にあたっては、将来的な配置の見直し等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。 - 災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施

	設の維持修繕に努める。
--	-------------

4 施策推進上の課題

消防団拠点施設の標準的な機能等に係る国からの通知に基づき、今後の消防団待機宿舎の配置場所や拠点としての規模及び機能等を検討する必要がある。



小田原市消防マスコットキャラクター
「ファイヤーけしまる」